

「船舶安全法施行規則」の一部改正に関するパブリックコメントについて

平成 18 年 12 月
海事局安全基準課

1. 背景

船舶安全法(昭和 8 年法律第 11 号)第九条第一項及び同法施行規則第五条では、水域を平水、沿海、近海、遠洋の4種類の航行区域に区分し、船舶の航行区域に応じて構造設備基準を定めています。鹿児島県トカラ列島と同県奄美大島間の海域は、それぞれの距岸20海里までが沿海区域となっていますが、両区域の間に約3海里の近海区域が存在し、かねてより地元自治体・事業者等から、当該海域の沿海区域化に関する要望が出されてきました。

これを受け、国土交通省海事局では、平成 18 年 6 月に「トカラ列島と奄美大島間の航行区域に関する検討会」を設置し、対象海域の気象海象状況等を踏まえた安全性の評価等を通じ、当該海域の航行区域の今後のあり方について検討を行ってきました。その結果、11月に開催された第3回会合において「同海域を沿海区域とすることが適当」との検討結果が取りまとめられています。

このため上記検討結果に基づき、トカラ列島と奄美大島間の海域を沿海区域として指定するため、船舶安全法施行規則の一部改正を行う予定です。

2. 改正の概要（船舶安全法施行規則の一部改正）

船舶安全法施行規則第 1 条第 7 項で定める沿海区域に、次の海域を追加することとします。

鹿児島県トカラ列島各島^(注)と同県奄美群島間の海域

(但し、以下の①～③を満たす海域を設定する予定です。)

- ①トカラ列島各島及び奄美群島の距岸 30 海里以内
- ②トカラ列島各島の距岸 20 海里を超えて奄美群島の距岸 20 海里の水域に入るまでの直線距離が 30 海里以内
- ③概ね 6 時間以内に避難港又は避難場所に避難可能

(注)口之島、中之島、平島、諏訪瀬島、宝島、小宝島、悪石島の各島

3. スケジュール(予定)

平成 19 年3月 公布・施行